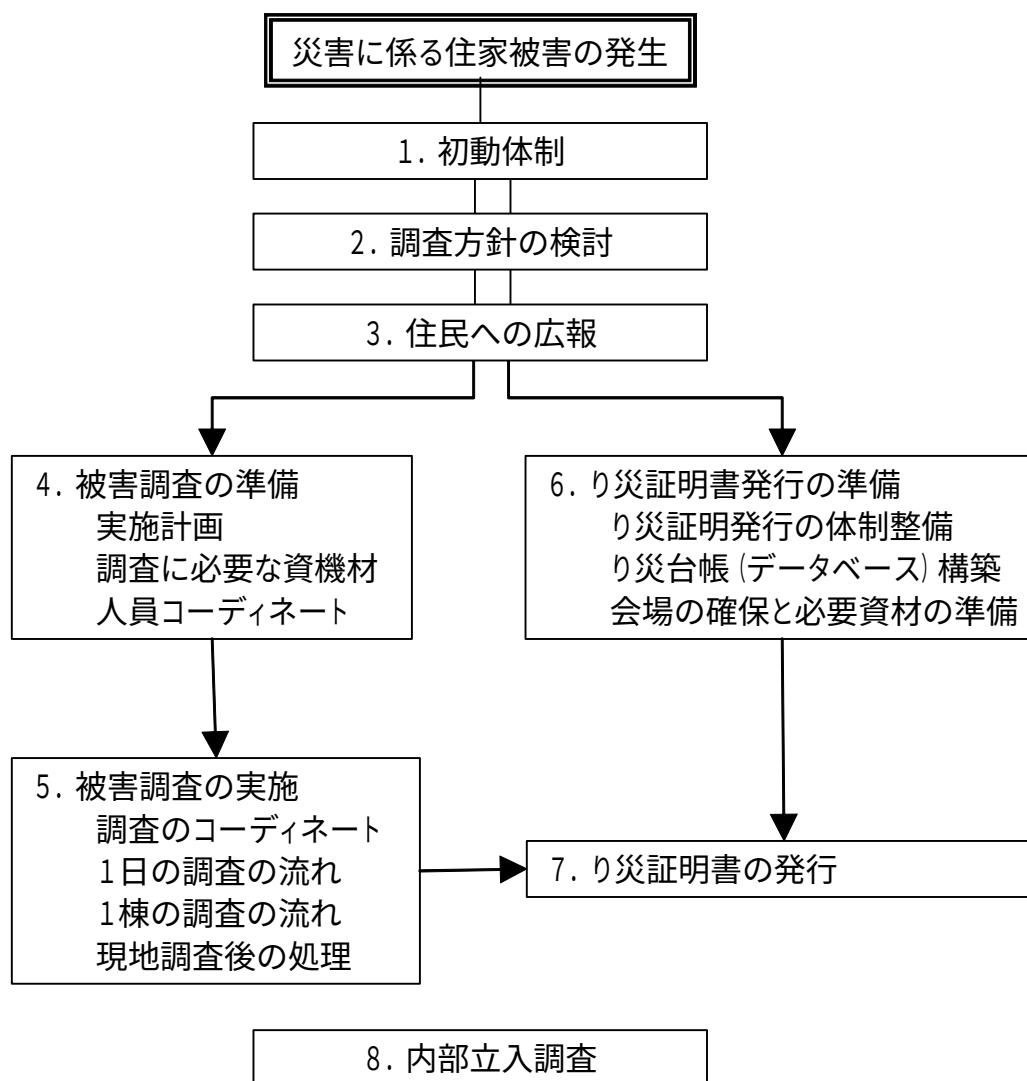


第2章 大規模災害発生時編



1. 初動体制

大規模な災害が発生した場合、地域防災計画等諸計画や制度をふまえ、被害認定調査の実施体制を整える。

【あんしん市の状況】

課長A：「あんしん市で**大規模な地震**がおきるなど考えてもみなかった。今回の地震被害は相当ひどいな。災害時の税務課の担当業務はなんだ。」

係長A：「税務課は、**住家の被害認定とり災証明の発行を担当**と記載されています。り災証明書とは火事などの時に発行しているもののことでしょうか？」

課長A：「市長は被災者の支援のためにり災証明書を早く発行しろといっているそうだ。まずは、**被災者生活再建支援に関する制度の体系**を確認すべきだな。そうすれば連携すべき部署も明らかとなるだろう。」

係長A：「各課パニック状態です。幸い被災**経験のある自治体や有識者**が既に応援として当市に来てくださっているようです。アドバイスをもらってはどうか？」

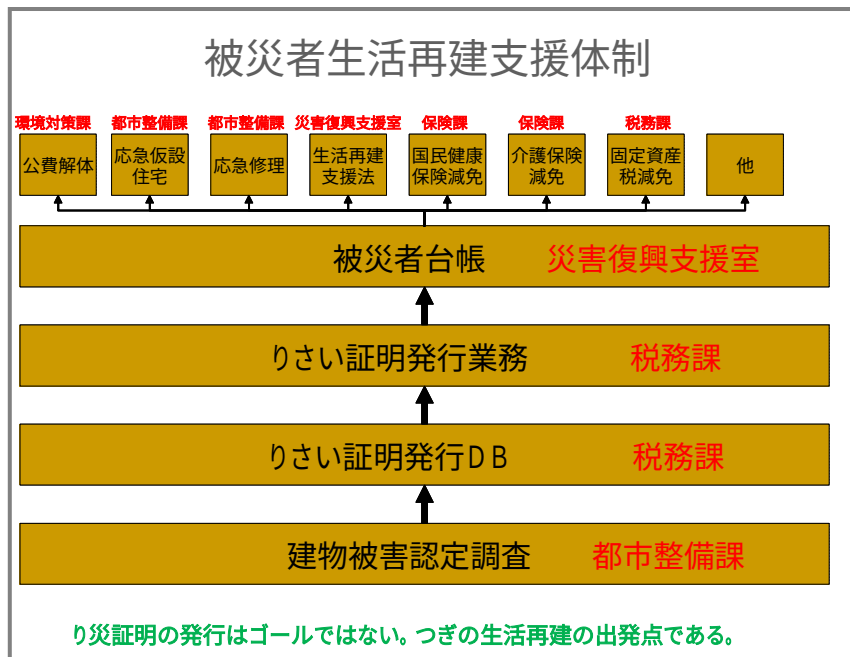
■大規模な地震

．．．

■住家の被害認定とり災証明の発行の担当部署

．．．．

■被災者生活再建支援に関する制度の体系



資料) 輪島市

■経験のある自治体や有識者

．．．．

2. 調査方針の検討

被害認定調査に向けて、り災証明書の発行を含めて必要となる業務量を想定しつつ、生活支援に係る他業務とのスケジュール等をふまえながら、調査方針を決定する。

【あんしん市の状況】

課長A：「実施体制を整えるために、まずは**被害状況の情報収集**が必要だな。とにかく、現地に出向く準備をしよう。」

係長A：「自治会や他課で把握している情報がないかどうか聞いてみます。ところで、他市へ災害ボランティアに行き被害認定調査の経験があった係長Bさんは今、福祉課です。税務課には被害認定調査の経験者がいません。」

課長A：「有識者や応援できてくれる他自治体に相談してみよう。いずれにしても、調査対象地区や調査建物など、**被害認定調査の方針**を決めねばならないだろう。検討するのは次の項目か。」

- ・ 調査対象
- ・ 調査地域
- ・ 調査手法
- ・ 調査期間
- ・ り災証明の発行時期

係長A：「他課の生活再建支援に係る業務との**全体スケジュールの確認・調整**が必要です。他県の例では、被災後、概ね一ヶ月後にはり災証明書が発行され、仮設住宅への入居がはじまったようです。」

課長A：「近隣の市町村はどんなスケジュールか聞いているか？**被災自治体間の連携**をとらないと、あまりにもスケジュールや調査方法が異なると、住民は不安になって問い合わせがくるぞ。被災自治体同士、協力して、住民から信頼され、安心して生活再建してもらえる行政サービスを提供することが重要だろう。」

■被害状況の情報収集

■被害認定調査の方針

□調査方針

□調査対象

□調査地域

□調査手法

■全体スケジュールの確認・調整

□仮設住宅

□義援金

□その他

□業務フロー

■被災自治体間の連携

3. 住民への広報

被害認定調査、り災証明書発行、復興支援制度等に関する広報や相談対応を行う。

【あんしん市の状況】

課長A：「とにかく応急危険度判定の結果と取り違えた問い合わせが多い。**応急危険度判定との違い**について、できるだけ迅速に広報をかける必要があるな。」

係長A：「調査済証にも記載はしましたが、り災証明発行のための**申請方法**や、**り災証明によって受けられる支援制度**についても周知させたいです。」

課長A：「避難所に掲示したりはしているが、できるだけ速やかに多くの住民の方に知っていただく必要がある。コミュニティFMのほか、**マスメディア**から正確に情報を提供してもらえるとありがたいな。」

■応急危険度判定との違い

■応急危険度判定

安全の確保

＜余震による2次災害の防止＞
自分の家は大丈夫でも隣の家が
倒れ込んできそうな場合は「危険」（赤）になります。



緑 黄 赤

■りさい証明

生活再建支援の基準

その後の様々な支援の基準となります。

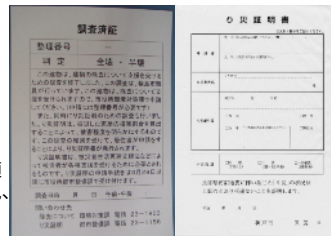
新潟県中越地震の場合

公的な支援

義援金の配布、生活再建支援法の適用、災害廃棄物の処理、諸税の減免、各種手数料の減免、学費の減免等

民間の支援

生命保険、損害保険への申告
銀行融資の条件等



参考

調査済証	
整理番号	
この建物は、り災証明のための調査を行いました。下記の調査日より1週間後から、り災証明の交付申請の受付を行います。 (この用紙と印鑑が必要です。)	
調査日時	4月 日 午前・午後
問い合わせ先	
【倒壊建物の除去について】	
輪島市環境対策課 電話 23-1853	
【り災証明について】	
輪島市税務課 電話 23-1126	

ピンク

調査済証	
整理番号	
この建物は、り災証明のための調査を行いました。内閣府の指針に基づき、外観調査の結果、無被害と判定されました。	
調査日時	4月 日 午前・午後
問い合わせ先	
【倒壊建物の除去について】	
輪島市環境対策課 電話 23-1853	
【り災証明について】	
輪島市税務課 電話 23-1126	

黄緑

資料) 輪島市

■申請方法・り災証明によって受けられる支援制度

.....

■マスメディアとの連携